

「幸区ご近所支え愛事業」実施要綱

（目的）

第1条 幸区民が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域の実現を目指し、地域住民とともに「幸区ご近所支え愛事業」（以下「事業」という。）を実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

（事業の内容）

第2条 事業の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- （1）地域包括ケアシステムの推進における地域課題の把握・整理および対応策の検討をすること。
- （2）地域包括ケアシステム推進に資する地域の互助活動を推進すること。
- （3）関係機関との連絡調整をすること。
- （4）その他必要な事項に関すること。

（実施地域）

第3条 第1条の目的に賛同する町内会・自治会（別表）は、必要に応じて部会を設置することができる。

（推進会議）

第4条 円滑な事業の実施及び検証等を行うため、推進会議を設置する。

（個人情報保護）

第5条 本事業の関係者が、事業を通して個人情報を知り得た場合には、個人情報の保護に努めなければならない。

（その他）

第6条 この要綱の定めのない事項については、区長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月22日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

	実施地域
1	中幸町4丁目
2	柳町
3	大宮町
4	古市場
5	古市場1丁目
6	古市場2丁目
7	東古市場市営住宅
8	下平間
9	下平間みどり会
10	古川町
11	塚越3丁目
12	河原町1号館
13	河原町3号館
14	河原町4・5・6号棟
15	河原町7・8・9号棟
16	河原町13・14・15号棟
17	戸手
18	小向西町
19	小向仲野町新生会
20	戸手本町2丁目
21	神明町
22	北加瀬山崎
23	北加瀬谷戸
24	南加瀬夢見ヶ崎
25	南加瀬中央
26	南加瀬江川
27	南加瀬辻
28	小倉上
29	小倉南
30	東小倉